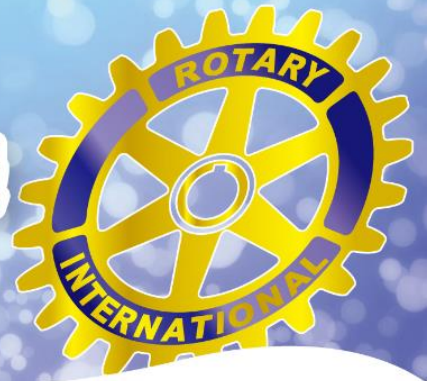


三条南ロータリークラブ週報

Sanjo Minami Rotary Club



会長挨拶

三条南ロータリークラブ会長

佐々木常行

白根ロータリークラブより竹内一紀様、ようこそおいで下さいました。最後までごゆっくりとお過ごし下さい。

本日は、三条にゆかりのある幕末の天才彫刻師『石川雲蝶』を紹介させていただきます。

石川雲蝶は、1814年江戸の雑司ヶ谷で生まれています。今年でちょうど生誕200年にあたります。若い頃、寺が多く仏壇店も多かった松葉町（現在の上野から西浅草）で彫刻の技術を身に付け、江戸彫の石川流を学び、二十代で幕府御用勤の彫工となります。時代は厳しく綱紀粛正、俟約奨励の「天保の改革」が行なわれ、江戸は不景気となり、神社仏閣は立たず、雲蝶の仕事も激減します。

そこに声をかけたのが、三条町 金物商の内山又蔵です。内山家は、代々 又蔵を世襲し江戸で手広く商いをする金物商でありました。また当時、又蔵は法華宗総本山 本成寺の檀家総代を務めていました。この又蔵の依頼を受け、江戸から越後にやって来たのは、雲蝶 32歳の年。そして、本成寺に数々の彫刻を制作します。

その後、三条を拠点に近隣で制作活動をしているうち、内山氏の世話で三条の酒井家の婿となります。雲蝶の住まいは、明治13年の三条大火で全焼し、菩提寺である本成寺も明治26年の火災で彼の作品や記録を焼失しています。越後各地に作品が残っていても、彼自身の写真、似顔絵、その他の記録に残るものが何も残っていません。

雲蝶の最大の傑作は、越後のミケランジェロと言わしめた旧小出町にある西福寺・開山堂の彫刻だと思います。この開山堂は、当時23代住職 大龍和尚が、この雪深く貧しい農村地域の人々の心の拠り所となるお堂を建てたいという前住

今週の
俳句

誇らしく 時に優しき コスモスよ
ままごとの 子らの茶碗に 水引草
(彦山) (颯子)

出席率

会員52名中39名

先々週の出席率

81.25%(8/18)

ゲスト

白根RCより 竹内一紀君

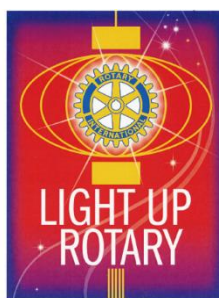
先々週のメイクアップ

8/26 三条北RCへ 馬場眞樹君 池田 稔君
草野恒輔君 永桶俊一君 田代徳太郎君
8/30 米山奨学生親睦交流会（柏崎）へ 熊倉高志君

四つのテスト

一言行はこれに照らしてから

- I 真実かどうか
- II みんなに公平か
- III 好意と友情を深めるか
- IV みんなのためになるか どうか



ロータリーに
輝きを

国際ロータリー会長
第2560地区ガバナー
第4分区ガバナー補佐
会長 幹事
S A A

ゲイリー C. K. ホアン [台湾]
佐々木 昌敏 [小千谷]
菊池 渉 [三条]
佐々木 常行
松崎 孝史
馬場 眞樹

事務局 〒955-8666 三条市旭町2-5-10

三条信用金庫 本店内

TEL 0256-35-3477 FAX 0256-32-7095

E-mail info@sanjo-minami.jp

URL http://www.sanjo-minami.jp

職の志を引き継ぎ、1852年に起工し、1857年に完成させました。雲蝶はわずか5年数ヶ月で開山堂内外の彫刻、絵画、漆喰などの大作を仕上げたことになります。

また、プライベートでも時期を同じく長女、長男を儲け二児の父親になっています。この頃が雲蝶にとって名実ともに黄金期だったと言えます。

この西福寺の現在の住職は、私の高校時代の同級生です。まだ行かれたことのない方は、拝観料は取られますが、是非ご覧いただきたいと思います。

新会員紹介

■ 丸山 智（まるやま さとし） 君



<生年月日> 1965（昭和40）年7月5日
<勤務先> 丸山接骨院・スポーツスタジオ スポコン 代表
〒955-0061 三条市林町2-16-10
TEL 33-6701 FAX 33-6701
<自 宅> 〒955-0065 三条市旭町1-15-25
TEL & FAX 32-5758
<家 族> 父 母 妻 長男 次男
<趣 味> レコード収集、音楽
ドライブ



＊草野先生、渡辺和宏先生さんにお誘いいただき、入会させて頂くことになりました。

分からないことばかりですが、どうぞよろしくお願いいたします。

ようこそ 三条南ロータリークラブへ

白根ロータリークラブ 竹内 一紀 様



白根RCの竹内です。
実は、佐々木会長とは遠縁にあたります。先般開催されましたロータリー財団セミナーでお会いし、メイクアップのお約束をした次第です。

白根クラブの活動やロータリーの友への寄稿文、私自身の紹介等を『友』に見立ててまとめました冊子をお手元に配布させていただきました。ご覧いただければ幸甚に存じます。

本日は、南クラブ例会を見学させていただきます。よろしくお願いいたします。



幹事報告

松 崎 孝 史 幹事

佐々木ガバナー事務所より 「9月ロータリーレート」のご案内

9月1日より 1ドル = 102円（現行と同じ）

山本和則ガバナーエレクト事務所より 「事務所開設」のお知らせ

山本ガバナーエレクト事務所

住 所 〒951-8053 新潟市中央区川端町 6-53 ホテルオークラ新潟 1F
TEL 025-222-2561 FAX 025-222-2565
Email k.yamamoto@rid2560niigata.jp

スタッフ ガバナーエレクト 山本 和則（新潟南RC）
地区幹事 角南 邦彦（ 〃 ）
財務委員 山岸 誠一（ 〃 ）

ニコニコボックス

NIKO-NIKO BOX

～ 9月1日 20,000円
今年度累計 171,000円～

佐々木君 新会員の丸山さんの入会を歓迎致します。白根RCの竹内さん、ようこそ。池田さん、卓話楽しみにしています。

松崎君 白根RCより竹内様、ようこそおいで下さいました。丸山会員、入会おめでとうございます。池田会員、本日の卓話よろしくお願い致します。

馬場（信）君 NHKの全国放送で竹内陶子アナの司会で、田代会員が出演されたとのこと、お陰で全国から車麩の注文が入り喜んでいまして話されており、嬉しいです。渡辺和宏先生のご紹介で丸山会員が今日から入会です。ロータリーは出席が会員義務、頑張ってください。池田亜津子会員が今日から同席、卓話を期待しております。また、白根RCより竹内先生を歓迎します。

韭澤君 白根RC竹内さん、ようこそおいで下さいました。丸山新会員の入会を歓迎して！

野崎君 池田さん、卓話楽しみにしています。丸山さん 入会おめでとうございます。

田代君 先週 8/24(日) 三条の車麩がNHKで紹介されました。八幡宮近くの鍛冶町の川瀬製麩店さんが作っている場面がTVに出ました。私にもコメントするように依頼されて、渋谷のNHKスタジオでしゃべりました。恥ずかしかったのですが、車麩の消費拡大には有難いことです。

荒澤君 池田さん、卓話期待しています。

佐藤（秀）君 池田女史、卓話楽しみです！

坪井君 池田亜津子さんの卓話、期待しています。

銅冶君 池田さん、本日の卓話楽しみにしています。

西巻君 残暑厳しい折、池田さん 本日 卓話ご苦労様です。

星野君 池田さん、卓話ご苦労様です。

大溪君、熊倉君、滝口君、田中君、渡邊（光）君 BOXに協力いたします。

鈴木（囧）君 池田さん、卓話ご苦労様です。丸山さん、入会おめでとうございます。BOXへのご協力ありがとうございます。

Speech



「会社を守る労務管理 面接時～入社時編」 池田 亜津子 会員

日本の労働事情 … 終身雇用（長期雇用システム）が基本、いったん雇った従業員を解雇するのは非常に難しい
☆解雇とは？

労働基準法 第20条

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日以上平均賃金を支払わなければならない。

⇒ 解雇予告手当とは、次の職場を見つけるまでの生活援助金
予告を行ったから（または解雇予告手当の支払いをしたから）といって解雇が有効であることとは違う。

労働契約法 第16条

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

⇒ 解雇には客観的合理性と相当性が必要である（？）
その解雇が正当なもの（不当解雇か否か）であるかどうかは裁判所の判断（民事）
過去の判例などで基準を判断。
※労働基準監督署では解雇の理由については取扱わない

☆面接時

①事前確認書 … 事前に応募者の情報を収集する。ただし業務に必要な範囲内で行う。
会社側から聞かなければ、入社後、既往症が発覚しても詐称したことにはならない。

☆入社時

②マイカー通勤許可書 … 通勤時に従業員が起こした事故により、「運行供用者責任」を会社が問われる可能性あり。任意保険（対人・対物無制限）の付帯と免許証等の提出を義務付け、許可制にする。

③守秘義務誓約書 … 会社の機密事項は限定される。機密を管理する会社の管理能力が厳しく問われる。



先ず初めに「日本の労働」についてお話しします。

日本の労働に対するスタンスはいまだに終身雇用制が基本となっています。いったん雇ったら、会社がその労働者を指導教育しながら長く雇用するということです。従業員を解雇するということは非常に難しく、リスクが発生します。

雇用について少しお話しします。労働基準法第20条で、解雇するときは30日前に予告、もしくは30日分の給与を支払わなければいけないとあります。これはあくまでもその労働者に対する生活の糧を守るものであって、解雇が正当なものであることとは違うのです。

では、どんな解雇が正当かと言いますと、労働契約法第16条「客観的、合理的理由がなく、社会通念上相当でなければ無効」とあります。簡単に訳しますと、100人中100人がどう見てもダメな労働者だったから解雇したという位ひどい労働者でないと解雇できないということです。

解雇理由については監督署では取り扱いません。なぜなら解雇理由は民事に関することなので、行政は不介入の立場を取るからです。『解雇理由について争いになったときは裁判所で判断してもらってね』ということです。仮に解雇理由を裁判所で争ったとしても、会社側はほぼ負けます。なぜなら、その理由を会社側が立証できないケースがほとんどだからです。

事前確認書（兼健康告知書）

①

採用にあたり、あなたの健康状態について質問させていただきます。

回答の結果は、あなたの採用選考、採用後の労務管理以外には使用しませんし、あなたの同意なく第三者に提供することはいたしません。

1. 最近2年以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けたり、入院手術を受けたりしたことがありますか。

Yes. No. 答えたくない

Yesの場合は内容をすべて記入してください。

疾病名（ ） 時 期（ ） 年 月 頃（ ）

診療科目 内科 循環器内科 消化器内科 心療内科 精神・神経科 外科

整形外科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 泌尿器科 脳神経外科

その他（ ）

2. 現在、医師の診察・検査・治療・投薬を受けていますか。

Yes. No. 答えたくない

Yesの場合は内容を記入してください。

疾病名（ ）

療科科目 内科 循環器内科 消化器内科 心療内科 精神・神経科 外科

整形外科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 泌尿器科 脳神経外科

その他（ ）

3. 過去の退職会社名と退職理由について、すべて下記に記載ください。

前 職（会社名： 理由 ）

前々職（会社名： 理由 ）

それ以前（会社名： 理由 ）

それ以前（会社名： 理由 ）

4. 前職の各企業から在籍確認を取ることがありますが、その点について承諾いただけますか。

Yes. No. 答えたくない

5. 保証人2名の身元保証書への署名を承諾いただけますか。

Yes. No. 答えたくない

6. 入社前に健康診断書（入社予定日前3カ月以内）の提出または入社前の健康診断の受診を承諾いただけますか。

Yes. No. 答えたくない

7. 誓約書の提出（個人情報）することを承諾いただけますか。

Yes. No. 答えたくない

8. 時間外・休日労働をしていただく場合がありますが承諾いただけますか。

Yes. No. 答えたくない

9. 転勤、職種・職務変更があることについて、承諾いただけますか。

Yes. No. 答えたくない

10. 家族（同居または別居）に病人等がいてあなたが介護する必要（責任）がありますか。

Yes. No. 答えたくない

上記事項について、記載の通り相違ありません。

平成 年 月 日 氏名 印

以上のことから、出来るだけ面接時にいい人を見極めて採用したいものです。

資料①「事前確認書」をご覧ください。面接時にプライバシーだからといろいろな聞いてはいけないと思っていちゃると思いますが、そんなことはありません。会社には採用の自由がありますから、この位のことはどんどん聞いてちゃってください。

ただ本人が答えたくないということでしたら、それも含めて判断したら良いと思います。

また、書面に残すことによって、後から重い病気を隠して面接を受けていたということであれば、多少なりとも査証にもっていくこともできるでしょう。

それでは、入社時編に移ります。入社時に何種類か書類を取っておられるかと思いますが、『マイカー通勤許可書』『守秘義務誓約書』をご紹介します。

②の『マイカー通勤』をご覧ください。
会社は従業員に車で通勤させる以上、もし従業員が事故を起こして相手側から損害賠償を求められ、その賠償能力がなかった場合、会社に求められてくる可能性があります。ですから、任意保険には無制限で加入させて、写しを添付し提出させて下さい。そして、許可制にして下さい。

③の守秘義務の誓約書ですが、ポイントとしては漏らされたくない秘密は限定して下さい。よくある誓約書で「知りえた一切の秘密」とあるのは全く効力がありません。
また、会社の重要な秘密は管理する会社側にその管理方法が非常に厳しく問われます。誰もが知っているようなことは会社の秘密にはなりません。

あと最近あるのは“モニタリング”です。従業員のPCを黙ってチェックすることです。これは、プライバシー上あまりよろしくないもので、本人に事前に通知しておいた方がよろしいかと思います。

以上、よろしかったら参考にして下さい。

マイカー通勤許可申請書（新規・更新）兼 誓約書 ②

株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○ ○○ 殿

私は、通勤にマイカーを使用したいので、その承認をお願い致します。

通勤経路

片道 Km / 所要時間 時間 分

車 種：

登録申請期間：平成 年 月 日より平成 年 月 日まで
※ 免許証、任意保険の保険証書の写しを添付のこと(対物無制限以上、対人無制限以上)

誓 約 事 項

マイカー通勤の許可申請をするにあたり、下記のことをお約束いたします。

1. 私は安全運転を心がけ、飲酒運転などの違反行為は行いません。
2. 私は、自賠責保険のみではなく、任意保険にも加入します。
3. 万が一事故を起こした場合でも私の責任において事故処理をし、会社に迷惑をかけることはいたしません。

平成 年 月 日

氏名

印

秘密保持に関する誓約書（入社時）

③

私は社員として株式会社○○○○○（以下、「会社」という。）の業務に従事するにあたり、以下の事項を十分に理解し遵守します。万一、私が以下の事項に違反した場合には、会社の社内規程に基づき懲戒処分及び損害賠償並びに刑事責任等の法的責任を負うことがあることを承知したうえで、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

第〇条（機密保持義務）

私は、会社に在職中に知り得た下記の情報（会社が書面により公表を承諾した情報及び情報取得点で、すでに公知となっていた情報は除く。以下、「機密情報」という。）についての機密を保持し、会社の社内規程に基づく事前の承諾なしに第三者に一切開示・漏洩いたしません。

ポイント

記

- 1) 仕入ルート、仕入商品、仕入価格に関する情報
- 2) 販売ルート、販売商品、販売価格、販売戦略に関する情報
- 3) 経営・財務に関する情報
- 4) 関連会社に関する前各号の情報

第〇条（在職中のメールモニタリングの同意）

私は、会社の情報システム及び情報資産のすべてが会社に帰属していることを理解し、会社が情報システム及び情報資産の保護のために必要であると認めた場合には私の電子メール等を私個人に断りなくモニタリングすることがあることを承知し、これに同意します。

第〇条（退職時及び退職後の義務）

- 1 私は、会社を退職することになった場合は、その時点で私が管理又は所持している会社の機密情報及び記録媒体の一切を、退職時までにはすべて私の所属長に返還し、返還以後は、私の手元には機密情報及び記録媒体は一切残存していないことを誓います。
- 2 私は、退職理由にかかわらず退職日の1ヶ月前までに「守秘義務に関する誓約書」を会社に提出し、会社を退職した後も会社の機密情報及び個人情報を第三者に開示、漏洩又は利用しないことを誓います。

第〇条（損害賠償及び刑事告訴）

私は、本契約書に違反して会社に損害を与えた場合には、会社は私に対し懲戒解雇などの懲戒処分、損害賠償請求、刑事告訴等の法的処分をとる場合もあることを十分に理解し、本契約書を遵守いたします。

平成 年 月 日

株式会社 ○○○○○

代表取締役 ○○ ○○○ 殿

住所

氏名

印



ロータリーの友 9月号についてご紹介いたします。

〔横組みページから〕

- 1 P-3 RI会長メッセージ「ロータリーの将来を担う新世代」黄其光 RI会長
9月は新世代のための月間です。黄其光RI会長は「ローターアクトやインターアクトで活躍している若い人達、青少年交換学生や、RYLAの参加者は、明日のロータリアンです。彼らを応援するという事は、私達の組織全体の未来を応援しているということにもなります。私達は、明日のクラブ会長、ガバナー、RI理事、そしてRI会長になる人達を訓練する手助けをしているのです」と述べ、若い人達への支援を呼びかけています。
- 2 P-7 特集 新世代のための月間 新世代の未来のために
~17 地域で、海外で・・・新世代支援に汗を流すロータリアン
9月は、若い人々の育成を支援する全てのロータリー活動に焦点を当てる「新世代のための月間」です。学校や図書館、職業訓練施設等の建設を通して海外の子ども達を支援する地区やクラブ、体験事業や表彰、スポーツ大会等で地域の子供達を支援するクラブ等、さまざまな形で新世代を支えるロータリー活動が紹介されています。
- 3 P-20 ロータリーを未来につなぐ 20~30代のロータリアン
~21 全世界で会員増強が叫ばれる中、会員候補として真っ先に挙げられるのは、若者と女性。特に、ロータリーを未来へとつないでいくためにも、若者の入会は絶対に必要です。すでに会員の仲間入りを果たした20~30代の会員がロータリーに入会して何を感じているのか、今回はそうした気持ちに寄せられています。
- 4 P-24 世界各国でロータリーデーを RI理事 スティーブンA. スナイダー
~25 RI会長の黄其光氏は、今年度、地区やクラブでロータリーデーを開催するように呼びかけています。「ロータリーデーって何をすればいいの」「どういう目的があるの」という質問も多いようです。国際協議会での、RI理事スナイダー氏のスピーチから抜粋して紹介されています。
- 5 P-30 心は共に 東日本大震災
~33 震災復興へのさまざまなロータリアンの活動事例が紹介されています。

〔横組みページから〕

- 6 P-4 環境のまちづくり 大木町町長 石川潤一
~8 今、資源循環のまちづくりに取り組んでいます、この事業を通して私が言えることは、まちづくりは行政だけでは何もできない、地域住民の皆さんと一緒にやって初めてまちづくりが進むのだ、ということです。無理をせずに地域で出来ることから始めていこうと、というのが、大木町による事業の精神です。無駄の多い今の社会を、少しでも見直して、子ども達の時代にツケを残さないようなまちづくりをしようというものです。
- 7 P-9 わがまち・・・そしてロータリー 山林を活かす ニッポンのふるさと
~12 「わがまち」を通じてロータリーと地域のかかわりを紹介。
今回は岡山県真庭市。

以上、興味深い記事をご紹介致しました。ぜひ一読下さい。

(クラブ会報委員会)

次週例会 9月15日 (祝・敬老の日) 休 会
次々週例会 9月22日 ⇒ 20日(土) 「第四分区IM」に振替
次々次週例会 9月29日 通常例会「職業奉仕月間」

地区職業奉仕委員長 高橋 悟 様



今週の
能句
彦 山(馬場信彦君) 颯 子(熊倉高志君)
2013年新春作品 2011年新春作品
兼題「秋桜/コスモス」 兼題「水引草」

三條南ロータリークラブ週報
2014. 9. 1
No.2131 No. 8